

## 令和8年度宮崎県消費生活センター出前講座実施要領（一般向け）

### 1 目的

複雑・多様化する消費者トラブルの未然防止や、豊かで安全・安心な消費生活の安定・向上を図るため、広く消費者に学習機会や情報を提供するとともに、自立した消費者の育成を支援する。

### 2 内容

テーマ	主な内容
くらしの中の契約 （高齢者・一般向け）	○ 契約の基礎知識、クーリング・オフ制度 ○ ネット取引、悪質商法・詐欺の手口と対策
悪質商法から 高齢者を守る （見守り者向け）	○ 高齢者の被害を未然に防ぐ気配り・目配りのポイント ○ 上記「くらしの中の契約」に関する基本知識

### 3 実施日時

原則として、平日の午前9時から午後4時までのうち、1時間から1時間30分程度

### 4 実施場所

宮崎県消費生活センター、消費生活センター都城支所、消費生活センター延岡支所及び申込団体等が指定する場所

### 5 対象人員

原則として10名以上

### 6 受講料

無料

### 7 申込方法

受講を希望する団体・グループ等(以下「申込者」という。)は、実施希望日の1か月前までに申込書(様式1)に必要事項を記入の上、下表の区分により申し込むこと。

区 分	対 象 地 域
県消費生活センター 電 話 0985-32-7171 F A X 0985-38-8727	宮崎市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
県消費生活センター都城支所 電 話/F A X 0986-24-0998	都城市、三股町、高原町
県消費生活センター延岡支所 電 話/F A X 0982-31-0998	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

### 8 実施報告書

申込者は、受講終了後1週間以内に実施報告書(様式2)を作成し、報告すること。

※申込内容を変更する場合は速やかに連絡をすること